HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ
学校法人北海学園
北海学園大学
北海商科大学

タイトル	「新たな懲罰性」の問題(三・完) : いっそう厳しい制裁に犯罪予防効果はあるのか
著者	クーリー，ヘルムート；ブランデンシュタイン，マルテイン；吉田，敏雄
引用	北海学園大学法学研究，45(1)：51-85
発行日	2009-06-30

Hokkai-Gakuen Organization of Knowledge Ubiquitous through Gaining Archives.

論説

「新たな懲罰性」の問題（三・完）

――いっそう厳しい制裁に犯罪予防効果はあるのか――

ヘルムート・クーリー
マルティン・ブランデンシュタイン
吉田　敏雄

目次

第一章　序論
第二章　行刑分野における現在の（法律の）進展状況から見た威嚇とその他の刑罰目的
第三章　刑事政策の進展状況における大衆媒体の役割
（第44巻第2号）
第四章　厳しい制裁によって犯罪は減少するか？
一　アメリカ合州国の例
二　フィンランドの例
三　ポルトガルの例
四　日本の例
五　ドイツの例
（第44巻第3＝4合併号）
第五章　（厳しい）制裁の犯罪予防効果？
第六章　結び
（以上　本号）

第四章　厳しい制裁によって犯罪は減少するか？

四　日本の例

ここで比較のために日本の状況を見ておこう。日本は、一面で、その経済的諸条件からして西側の工業諸国に似ているし、他面で、広範にわたって異なった文化的、社会的背景を有している。後者の面に、日本が他国と比べて低い犯罪発生率を有する原因があると思われる。

二〇〇〇年の「国際犯罪及び被害者調査」結果によると、日本は西ヨーロッパ諸国と比較して人々の制裁意識に厳しいものがある(vgl. Kesteren u. a. 2000)。一九八九年から始まった今回四度目のこの大規模な被害者調査において、二一歳の再犯者が今度は住居侵入窃盗を働いてカラーテレヴィジョンを盗んだという設例で、制裁方法に関する五個の選択肢の回答が求められた。その制裁方法というのは、罰金刑、自由刑、公共に役立つ労働、刑の猶予及び何らかの他の制裁というものであった。カタロニア／スペインでは被質問者の六・九％しか自由刑を選択しなかったが、イタリアでは二二・四％、アメリカ合州国では五五・九％だった。ドイツはこの調査には参加しなかったが、しかし、同じ方法で二〇〇五年に実施されたヨーロッパ連合「国際犯罪及び被害者調査」には参加した。この調査では、一九％（一九八九年　一三％）が自由刑を選択した（スペイン：一七％。一九八九年　二七％）(vgl. Dijk u. a. 2007)。二〇〇〇年の「国際犯罪及び被害者調査」によると、日本では、五一・〇％もが若い住居侵入窃盗犯に対して自由刑を選択した。調査に参加した二三ヶ国の中で、日本は第四位の厳しさを示している。懲罰性を犯罪者に対する罰金刑の支持率

で計ると、この場合も日本は比較的制裁指向の強いことが分かる：スペインでは二三・一％、ノルウェーでは二三・〇％、日本では一六・九％が罰金刑を選択したが、他のどの国ももっと低い（Kesteren u. a. 2000, S. 218f）。スペインでは比較的多くの人が罰金刑を選択したが、同時に、二四・四％が公共に役立つ労働を選択したし、それどころかノルウエーでは四七・〇％がこれを選択したのに対して、日本ではわずか一八・九％がこれを選択したにすぎない。但し、重要な要因として、日本刑法には自由刑に代わるものとしての公共に役立つ労働という反作用がないということが考慮されるべきである。この制裁形態は人々の間でも議論されることがなく、それ故、人々は犯罪へのこの反作用形態を考えたことすらないということになり、これが今度は質問に対する相応の回答として現れることになる。「国際犯罪及び被害者調査」の結果からさらに明らかになったことは、日本の人々は、少年犯罪の予防に関して他国の人々よりも厳しい刑罰を要求しており、このことは重い犯罪に対して特にいえるということである。日本では、四九・一％が少年暴力犯罪に厳しい制裁を要求しており、ポーランドではこれが四二・二％であるが、カナダでは二七・六％にすぎない（Yoshida 2004）。

内閣総理大臣官房広報室が個別面接聴取法で実施した世論調査からも日本の人々の厳しい制裁意識が明らかとなる。これによると、ここ数十年の死刑支持率が明白且つ継続的に上昇している、すなわち、一九八〇年の六二・三％から一九八九年の六六・五％、一九九九年の七九・三％、そして二〇〇四年には八一・四％と過去の最高値に達している。死刑存置の理由として被質問者が挙げた理由は次の通り（多重回答可能）：

――応報（「凶悪な犯罪は命をもって贖うべきだ」。一九八〇年＝二六・九％。一九八九年＝五六・〇％。一九九四年＝五一・二％。一九九九年＝四九・三％。二〇〇四年＝五四・七％）。

――威嚇（「死刑を廃止すれば、凶悪な犯罪が増える」。一九八〇年＝四六・二％。一九八九年＝五三・一％。一九九四年＝四八・二％。一九九九年＝四八・二％。二〇〇四年＝五三・三％）。

――危険な犯罪者の無害化（「凶悪な犯罪を犯す人は生かしておくと、また同じような犯罪を犯す危険がある」。一九八〇年＝二三・四％。一九八九年＝三七・九％。一九九四年＝三三・九％。一九九九年＝四五・〇％。二〇〇四年＝四五・〇％）。

――被害者の満足（「死刑を廃止すれば、被害を受けた人やその家族の気持ちがおさまらない」。一九八九年＝三九・七％。一九九四年＝四〇・四％。一九九九年＝四八・五％。二〇〇四年＝五〇・七％）。

この関連で注目に値することは、ここ数十年にわたって日本の人々の四六・二％から五三・三％、つまり、約半数が、死刑には重い犯罪に対して一般予防の意味で威嚇効果があると思っているということである。さらに目立つことは、被害者の満足感を死刑維持の理由としてあげる日本の人々がますます増えていることである（一九八九年＝三九・七％。二〇〇四年＝五〇・七％）。ここに、日本においても近年途方もない高まりを見せている被害者運動の影響を見て取ることができる（Yoshida 2008）。シェヒ（一九九〇年）は既に数十年前に、行刑緩和を例にとって制裁の構成に関して状況によっては問題のはらむ被害者運動の役割を指摘していた。行刑緩和は再社会化を効果有らしめる上で重要であり、危険が残ることは避けがたいのであり、緩和措置をブロックすることは潜在的被害者への危険を結局減少させるよりも増加させかねないと。シェヒは正当にも、「白い輪（Weißer Ring）」の委託で、人々の行刑緩和への批判的態度を証明する意図から実施されたアンケート調査を批判した（Lakaschus 1990）。「白い輪」は当時、被害者補償法を改定して、「執行緩和又は拘禁休暇中の受刑者又は被収容者が犯した故意の犯罪で被害を蒙った者は……場合に

よっては被害者補償法によって認められる給付の他に、慰謝料及び生じた物的・財産損害に対する補償」を得られるようにすべきだと要求した。これが実現することにでもなれば、決定機関にはいっそうの圧力がかけられることとなり、そうすると、今でも既にそうなのだが、行刑法に明文で定められている再社会化措置の運用がもっと抑制的になろう。

「国際犯罪及び被害者調査」の結果、アメリカ合州国でギャラップが実施した調査結果（上記四・一）及び日本で内閣総理大臣官房広報室が実施した死刑意識アンケート調査結果の比較からまったく明らかになることは、日本の人々はアメリカ合州国の人々と並んで断然懲罰的であり、西ヨーロッパ諸国、とりわけドイツよりも厳しい制裁を要求しているということである。このことは人々の間に交わされている議論及びとりわけ刑事司法機関の制裁実務とも関係している。

日本の例が明らかにしていることは、制裁意識というものが一国の認知犯罪件数、したがって、一般に知られている犯罪発生率ともほとんど関係がないし、また、犯罪不安感もこれとは関係がないということである。日本の突出した厳しい制裁意識は、その背景を犯罪発生率の高さ及び人々の間にある大きな不安感に求めることができると推測させるかもしれない。しかし、むしろ逆が真実である。すなわち、日本の犯罪発生率は、他の、西ヨーロッパ諸国と比較して、断然低い。警察の犯罪認知件数（明域）に関しては、日本においては、他の工業諸国においてもそうなのだが、過去二〇年の間、顕著な増加傾向が見られる。人口一〇万人あたりの犯罪発生件数を見ると、一九八六年から二〇〇二年まで間断なく増加したが、しかし、二〇〇三年からは減少傾向にある。個別の犯罪群、特に、重い犯罪を見

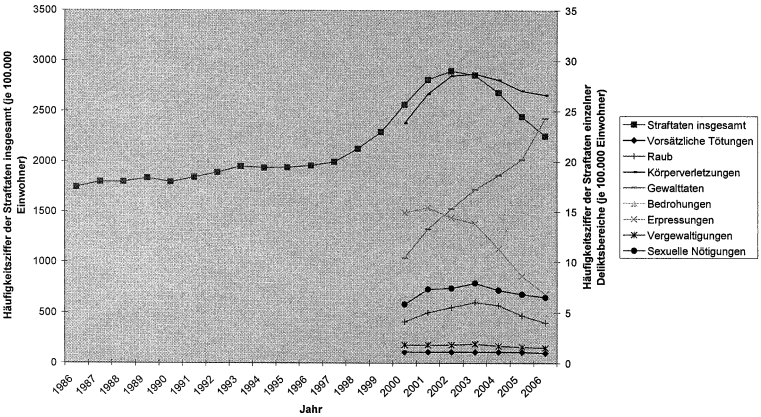

図10：日本の警察認知犯罪発生率　1986年－2006年（情報源：犯罪白書 1987年－2007年）

ると、故意の殺人、強姦、脅迫、強盗、強制猥褻といった犯罪領域の犯罪発生率はここのところほとんど変化がない、つまり、これといった増加はまったく見られないし、比較的低水準で推移している。顕著に増加したのは、但し、依然として比較的低水準であるが、認知凶悪犯罪の件数だけである（参照、図10）。

既に触れたように、日本の犯罪発生率は西側の工業諸国と比較して依然として非常に低い水準にある。過去二〇年の認知主要犯罪の一〇万人当たりの件数を見ると、グレートブリテインが断然一位であり、これに対して、日本はずっと下に位置する。グレートブリテインの二〇〇五年の犯罪発生率は日本と比較すると五八六％も高い（参照、図11）。

人口一〇万人当たりの殺人罪を見ると、アメリカ合州国が最上位にあり、これに対し、日本は最下位にある。二〇〇五年で見ると、アメリカ合州国の殺人発生率は日本と比較して五〇九％も高い（参照、図12）。

人口一〇万人当たりの窃盗犯罪件数を見ると、日本はまたもや最も恵まれている。この犯罪群に対するグレートブリテインの犯罪発生率は日

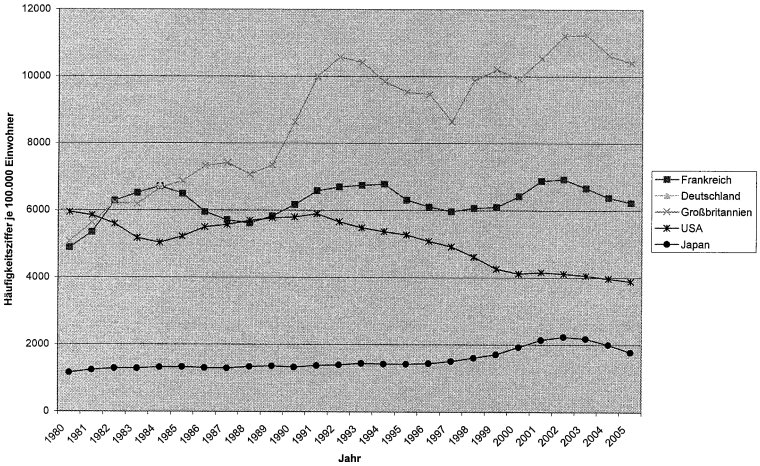

図11：認知主要犯罪　1980－2005。人口10万人当たりの発生件数(アメリカ合州国：放火を除く指標犯罪。グレートブリテイン：報告犯罪。ドイツ：交通犯罪及び国家保護犯罪を除くドイツ刑法上の犯罪。フランス：交通犯罪を除く重罪及び軽罪。日本：交通関係業過を除く刑法犯)(情報源：犯罪白書　2007年)

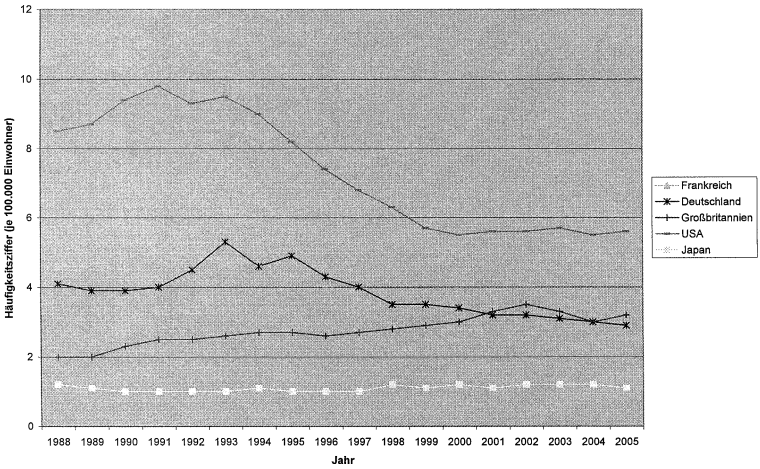

図12：殺人　1988年－2005年。人口10万人当たりの発生率(アメリカ合州国：謀殺及び故殺。未遂を除く。グレートブリテイン：謀殺、故殺、嬰児殺及び謀殺未遂。ドイツ：謀殺、故殺、要求による殺人及び嬰児殺。フランス：殺人及び殺人未遂。日本：強盗及び強盗殺人)(情報源：犯罪白書　2007年)

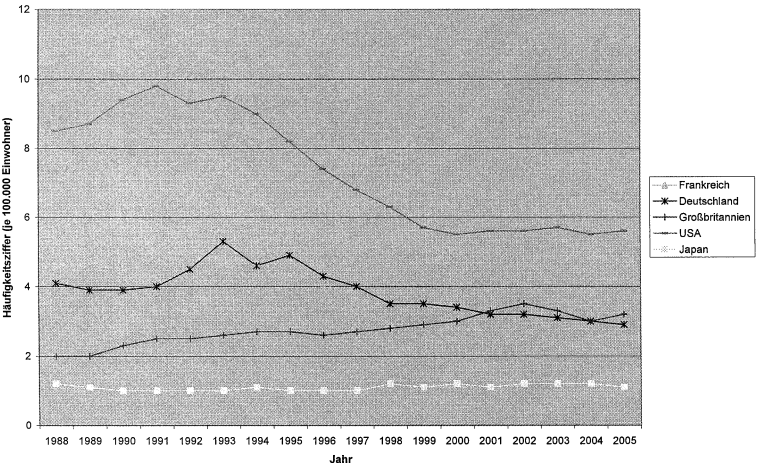

図13：窃盗　1988年－2005年。人口10万人当たりの発生率（アメリカ合州国：窃盗、自動車盗及び不法行為目的進侵入。グレートブリテイン：窃盗及び不法行為目的侵入。ドイツ：単純窃盗及び加重窃盗。フランス：強盗及び盗品隠匿等を除く盗罪。日本：窃盗。（情報源：犯罪白書2007年）

本と比較して二〇〇五年には三六八％も高い（参照、図13）。したがって、他の主要な西側工業諸国（フランス、ドイツ、グレートブリテイン及びアメリカ合州国）と比較して、日本の内的安全が最もいいことは明らかであり、しかも同時に、何年にもわたって比較的安定している。「巨大都市」に数えられねばならない東京のような大都市においてすら、西側の都市と比較して著しく安全に感じられるのである。これは、いたるところにある交番に見られるように、警察網が密であることと日本の社会においては行為規範が一般的に拘束を有していると見られ効力があるということと関連しているのかもしれない。

日本の犯罪発生率が断然低いにしても、とりわけ刑事法の改定にも現れているように、懲罰性が増大していることを背景に、いっそう厳しい制裁が言い渡され、収容率が増加することになった。ますます長期の自由刑が宣告され、同時に、刑期の執行期間の割合も長くなっている。したがって、受刑者が増えるばかりか、刑の執行期間も長くなって

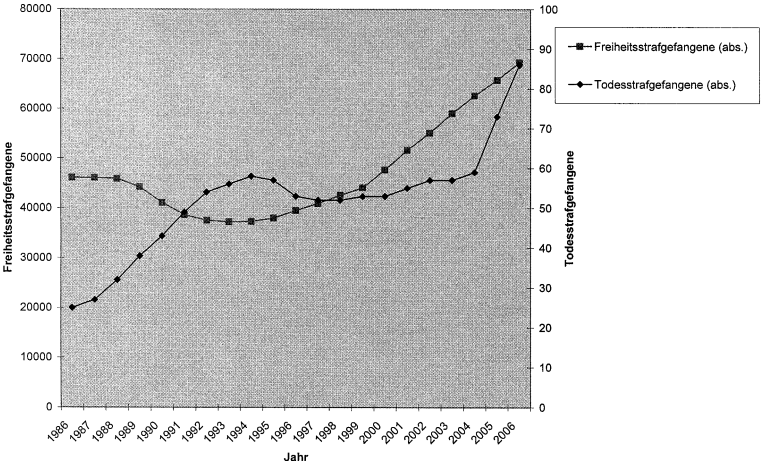

図14：日本の被収容者数　1986年－2006年（情報源：矯正統計年報　1986年－2006年）

いる（Yoshida 2008）。矯正統計年報によると、一九八六年にはまだ一日平均四六、一〇七人の自由刑被収容者を数えていたが、二〇年後の二〇〇六年にはこれが六九、三〇一人にものぼり、一五〇・三％増となった。被収容者数は過去二〇年間に一・五倍に膨れ上がった。ここで注意すべきなのは、一九八六年から一九九二年にかけて被収容者数は減少していたということである。一九九六年から二〇〇五年にかけてほぼ二倍になったわけである。死刑を言い渡された者も一九九九年以来間断なく増え続け、とりわけ二〇〇四年から急激に増加した（参照、図14）。一〇年前にはこういった増加をほとんど予測できなかったといえよう。

日本の場合も、厳しい制裁、とりわけ自由刑や死刑が犯罪予防効果を有するということに関して、説得力のある事態はほとんど見られない。なるほど、一九八六年から一九九一年にかけて人口一〇万人当たりの被収容者数は減少し、同時に、一九八六年から一九九四年にかけて人口一〇万人当たりの認知犯罪件数は増加したということから、厳しい制裁の減少が犯罪発生率の増加に繋がったというように見ることもできるかもしれない。しかし、一九九〇年代中頃か

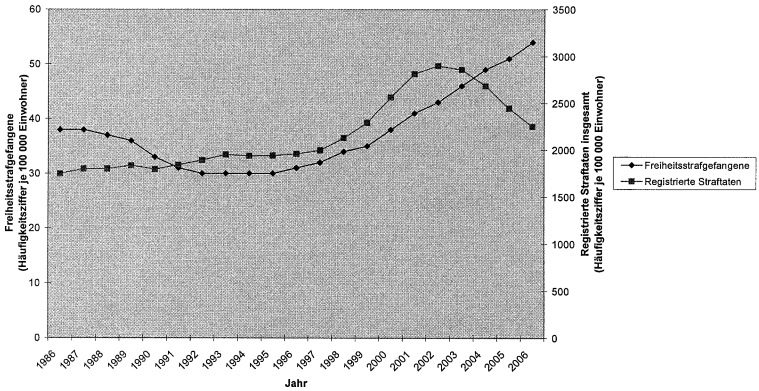

図15：日本の自由刑受刑者と認知犯罪　1986年－2006年（人口10万人当たりの頻度数）（情報源：矯正統計年報　1986年－2006年）

ら二〇〇〇年代初頭にかけて犯罪発生率も被収容者率も明らかに増大したのである。被収容者率が増加すると犯罪発生率は減少すると予期できてもよさそうだが、しかし、犯罪発生率の減少はようやく二〇〇三年から見られるのであり、他方、被収容者率は引き続き増加傾向にある（参照、図15）。ここで注意しなければならないのは、ここのところすべての西側工業諸国といっていいのだが、認知犯罪発生率が減少していることであり、日本もそうである。この減少を厳しい制裁に起因させようとするなら、それはまったくの憶測に基づくものであり、その前の期間においても制裁の厳しさと犯罪発生率の関連が証明できていないことからもそういえる。この結論から明確に引き出せることは、一国の犯罪発生率は、厳しい制裁を科するよりも、おそらくはむしろ社会経済的要因、人々の生活条件の影響を受けているのだろうということであり、このことはほとんどすべての犯罪理論が主張していることでもある。

五　ドイツの例

ドイツ連邦共和国の犯罪の推移を過去数十年の収容率と比較して考察すると、同じような結果が得られる。すなわち、自由刑――これは西ドイツ

では一九四九年以降、最も重い刑罰であるが――が犯罪の発生に与える影響はないも同然か、いずれにしても明白な影響はないも同然といえるのであって、このことは少なくとも公的認知犯罪に言える。図16から分かることは、警察の認知犯罪件数が一九六〇年代初頭から一九九〇年代初頭まで継続的に増加したということである。一九八〇年代終わりから一九九〇年代初頭までは、この傾向から外れているが、西ドイツと東ドイツの再統合、及び、これによって必要になった警察犯罪統計の切り替えに起因するのかもしれない。この関連で、西ドイツと東ドイツにおける犯罪の把握と記録にかなりの不正確さが発生せざるをえなくなったのであり、この期間の数字は慎重に解釈されるべきであり、この期間の警察統計にもこのことはいえる。

犯罪発生率は一九九〇年代前半までは継続的に増加したが、被収容者数は、波はあるものの、長期的傾向としては一九九〇年代前半まで減少した。一九六〇年代末から一九七〇年代初頭にかけての減少はおおよそのところ法律の改定に起因する。一九七〇年代初頭まで、受刑者数は減少したが、しかし、このことが統計上の犯罪発生率の上昇に影響を与えているとはっきりいうことはできない。一九七〇年代初頭から一九八〇年代中頃まで、反転して、被収容者数が継続的且つ明確に増加したとき、つまり、もっと多くの自由刑が科せられるようになったときでも、犯罪発生率への影響はないか、あってもわずかな影響しかない。もし厳しい刑罰が犯罪予防効果をもっているとしたら、逆のことが予期できたといえよう。一九八〇年代中頃から一九九〇年代初頭までまたも被収容者数の減少が見られるが、その明確な影響は見られない。

犯罪発生率は、ヨーロッパにおける巨大な社会的変化、特に、国境がかなり透視的になったこととの関連で、増加

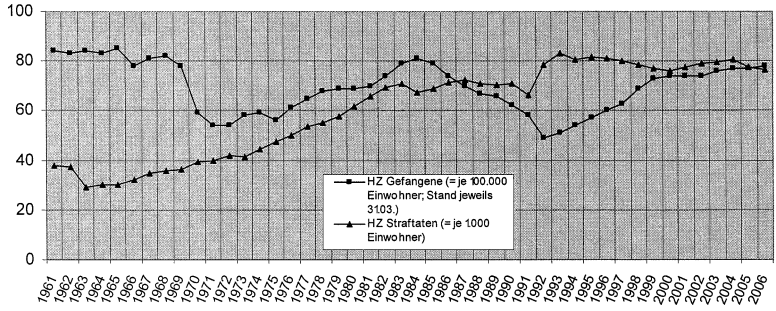

図16：ドイツ連邦共和国の1961年から2006年までの人口10万人当たりの受刑者数（被保安監置者を含む）と人口10万人当たりの犯罪発生件数（情報源：Statistisches Bundesamt, www.destatis.de; Polizeiliche Kriminalstatistik, www.bka.de/pks）

したが、その後、安定した。ドイツ連邦共和国ないし合併後の統一ドイツにおいては、犯罪発生率は収容者数の動きとはかなり関係なく推移している（参照　図16）。被収容者率と認知犯罪者数の両曲線間の相関関係は、ここ数十年で見ると、r＝-.263となり、このことは、自由刑の犯罪減少効果の点でわずかな、しかし、有意とはいえない（p＝.077）影響しか与えていないことを示唆しているのかもしれない。しかし、短期間の時間幅を取り出すことに応じて、このことも又逆のことも「証明」できる（s. a. Tonry 1999）。

第五章　（厳しい）制裁の犯罪予防効果？

最近の犯罪学の関心事は、「新たな懲罰性」の背景理由として何が考えられるのかということに集中している。議論の対象は、特に、アメリカ合州国に向けられているが、しかし、次第に、グレートブリテインやドイツといったヨーロッパ諸国にも向けられている。例えば、ガーラントは、「統制の文化」とか「犯罪発生率の高い社会の文化」といった表現を用いて、いわゆる「懲罰的変遷」の原因となった可能性のあるたくさんの要因を指摘している。出立点は、ここ数十年、多くの国で、刑法の強化（「厳しく当たる(get tough)」）、犯罪者に対する、特に、暴力犯罪者、性犯罪者に対する厳しい対処を伴ういっそう厳しくなった制裁政策を確認することにある（vgl. Scheingold 1999;

Tonry 1999; 2004)。この制裁政策は人々の意識に影響を及ぼしうる。このことは、特に、アメリカ合州国、グレートブリテイン、日本といったさまざまな国にいえるが、ドイツにはそれほど当てはまらない。但し、ドイツでも、その間、特に、性犯罪者、少年暴力犯罪者といった個別犯罪者群に厳しく対処する一般的傾向がはっきり見られるようになって来た。シュレーダー（Schroeder, S. 231）がこの関連で顕著になったこととして強調していることは、「一九七〇年代のドイツ刑事立法では、刑法の縮減、『非犯罪化』への傾向が支配的だったが、それ以降」、シュレーダーが挙げる若干の例外は別とすると、「刑法の膨張しか起こっていない」ということである。他の大陸ヨーロッパ諸国からも、ここ数十年に起こった刑法の強化に関する報告がなされている（vgl. Serrano-Maillo 2006; Kossowska u. a. 2008; Krajewski 2006; zu Japan: Yoshida 2008)。過去三五年間の「新たな懲罰性」との関連で、ガーランドばかりでなく、他の多くの学者（vgl. etwa Tonry 2004）も、この発展に影響を及ぼしたといわれている、以下にあげる要因の多くを議論の対象としている。但し、大方は、アメリカ合州国とグレートブリテインの状況が議論の中心であって、大陸ヨーロッパ、例えば、ドイツとか、日本の状況にはそれほど関心が向けられていない（vgl. zu dieser Blickrichtung Brown 2006, S. 288)。

――犯罪が次第に政治の問題となったこと、ないし、政治の目的のため、例えば、選挙戦勝利のために利用されるようになったこと（上記参照）。この関連で、特に、「犯罪不安」、ないし、犯罪不安の下で理解され、一般に行われる意識調査項目において測定される事柄も重要な役割を果たしており、又、人々の憶測上の又は実際の制裁願望に関する質問紙票調査も重要な役割を果たしている（質問紙票調査結果の信頼性について、Kury 2008)。ブラウン（Brown 2006, S. 288）はこの関連で「不安を誘発する犯罪統制レトリック及び政治目的のための行動」

という表現を用いている（vgl. etwa Beckett 1994; 1997; Beckett u. Sasson 2004; Caplow u. Simon 1999; Parenti 1999; Jacobs u. Helms 2001; Smith 2004.ドイツとアメリカ合州国の選挙戦については上記参照）。

――犯罪統制との関連で次第に価値と結びついた象徴的レトリックが用いられるようになった。このこともますます「象徴的立法」に繋がっている（vgl. Currie 1998; Lyons u. Scheingold 2000）。

――社会的、構造的及び制度的次元における社会階級間ないし人種間の絶え間のない対立。これはまさにアメリカ合州国の伝統的問題といってよいが、似たような対立は、ますます西ヨーロッパ諸国でも見られるようになっている。例えば、オランダ、グレートブリテイン及びフランスを見ればわかる。これらの国では、ここ数年、異なった民族間の対立が顕在化したのであり、フランスでは、二〇〇六年に各地でまさに市街戦にまで発展した（アメリカ合州国に関しては、vgl. etwa Liska u. a. 1985; Caplow u. Simon 1999; Smith 2004）。ドイツでは、又日本でも、ここ数年、次第に、収入層の二極分解、中間層の「消滅」ないし明白な減少といったことが議論されるようになった。企業コンサルタントの評価によると（www.mckinsey.de）、経済成長率がこのまま低すぎる状態で推移すると、二〇二〇年のドイツでは、一九九〇年代よりも減少して、千万人が中間層に属することになりそうである。一九九〇年代は、人口の六二％が所得から見て中間層に属したが、今では早くも五四％しか中間層に属していない。安定した中間層のもつ「国を支える」機能という点で、このような発展が続くと、社会が不安定になりかねない。

――高度の「社会的無秩序」及びいわゆる「モラル・パニック」に関して人々の不安が一般化していること（vgl. Tyler u. Boeckmann 1997; Chiricos 1998, Smith 2004; Kury u. a. 2004）。政治は懸案の問題をもはや解決できないという気持ちが、不安感を、特に、政治に対する嫌気を増大させているのであって、このことは、低い投票率に現

れている（上記参照）。例えば、ドイツでは、ドイツキリスト教民主同盟、ドイツ社会民主党といった大きな国民政党がここ数十年間その党員数を著しく減らしている。

――大衆媒体の犯罪報道が絶え間なく不安の念を起こしていること（vgl. etwa Chermak 1995; Sasson 1995; Beckett 1997; Beckett u. Sasson 2004）。（重大）犯罪ニュースは昔から大衆媒体が好んで取り上げる題材である。ニュースが刺激的に扱われれば扱われるほど、そのニュースは読者の注目を惹きつけ、販売部数や視聴率の増加に結びつく（このことにつき上記参照）。そこでは、大衆媒体はますます多くの犯罪情報を流すばかりでなく、「望ましい」制裁ないし「より良い」刑事政策に関して圧力をもかけるのである。日本では、人々に強力な情緒的反応を引き起こした一九九九年四月の二重殺人事件が好例である。光市で二三歳の主婦とその一一月の娘が殺害され、主婦は死後犯人により性的陵辱を受けた。犯行当時一八歳だった犯人に、二〇〇八年四月、死刑判決が下された。

――経済領域における二極分解化と実利主義の増大（vgl. Reiman 1984; Currie 1998; Caplow u. Simon 1999; Vaughan 2002）。ドイツでも、ここ数十年間、貧者と富者の分解現象が見られる。ますます多くの人々が、例えば、失業や低所得のため、ますます貧困に陥っており、支払い不能者の数が増大した。他方で、富者の数も増加した（上記参照）。リーマンはすでに二〇年も前にアメリカ合州国の状況をうまく表現している、「富者はますます富み、貧者は刑務所に入る」。特に、少額で、長期的には安定しない収入によって、生活設計に変化が生ずる。富者層と貧者層に教育の面での差異が顕著になってくる。

――ドイツと比較して、日本では、強力な被害者運動、特に、犯罪被害者のための（おそらく）最大の団体（あすの会）が刑事実務や刑事立法に影響を及ぼしていることは明らかである。日本でも経済の発展状況がよくないが、

これと関連して、犯罪が次第に「脅威」と感じられるようになり、人々は、社会生活において、以前ほど安心感をもてず、この不安感を犯罪に関しても抱き、これが政治的にも支持されている。というのも周知のように、人々は単純な処方箋で対処できるような「敵」を見出したからである。市民は、「悪事を働いた人」に対する厳しい対処を約束されることで、簡単に宥められ、満足させられうるという点で、刑事政策は「容易な」政策である。社会条件の悪化はどうも日本でも制裁意識に好ましくない影響を与えたようである。犯罪者に対する寛容の態度が相応の大衆媒体の報道と関連して後退したのである。これは、その間に、厳格な司法ばかりでなく、厳しい立法をも叫ぶ、制裁指向の被害者運動によって明確に支援されたのである。かくして、ここから、例えば、次のような議論がなされることになる、つまり、その間に平均寿命がのびたことを顧慮すると、今までのような自由刑の科し方では威嚇効果が失われるのであり、それ故、拘禁刑は市民の平均寿命の延びに適応させなければならないと（vgl. Yoshida 2008）。

――厳しい制裁を、特に、特定の行為者群に、例えば、暴力犯罪者や性犯罪者に科する制度も懲罰性の上昇を証明している。アメリカ合州国では、例えば、「強制的量刑」、執行猶予に付された犯罪者の厳しい監視、薬物使用、その他の社会的逸脱行動の犯罪化の拡大に見て取れる。ドイツでは、特定の犯罪者群、特に、性犯罪者に対して、保安監置命令の可能性が拡大されたし、一定の条件の下で、少年犯罪者に保安監置を科する制度も創設された。拘禁された受刑者の場合には、執行緩和や釈放に当たり、危険性に関する予後鑑定の要求されることが多く、このことがさらなる障壁となっている。決定機関は、人々の圧力を感じ、決定に当たりいっそう慎重になり、このために、例えば、執行緩和ないし仮釈放が控えめになり、宣告刑の大部分を服役しなければならない結果に繋がっている。

政治の決定機関は厳しい法定刑の導入にあたり世論や人々の間の不安定感、犯罪不安感の増大を盾に取ることが多い。但し、指摘される要因の中で、人々の意識の役割及び人々の「実際の」懲罰性、犯罪への不安感といったものは特に問題をはらんでいる（vgl. die Beiträge in Kury 2008）。例えば、アメリカ合州国では過去二〇年間、人々の死刑意識に関して、一九九〇年代の前半に支持率の若干の減少が見られたことを別とすれば、おおよそのところ変化が見られない。人々の意識は、この期間、数値が比較的高水準にあるものの、より懲罰的になったとはほとんどいえないが、しかし、犯罪・刑事政策はより懲罰的になった。ドイツでは、死刑の支持者は、一九五〇年以来、特に、一九七〇年代初頭から今日に至るまで、明らかに減少した。死刑支持は、一九七〇年代後半にのみ、特に、一九九七年に顕著に増加したが、これは左翼テロリスト（ＲＡＦ）の犯行との関連で見るべきであり、その後反転して、またもはっきりと減少した。最近では、一九九〇年代の中頃に、死刑支持が増加したが、これは、おそらく特に、一般的不安、大衆媒体の選択的報道に起因するものと見ることができる。その後、死刑支持は、東ドイツでも西ドイツでもまたもや減少した。ドイツでは、今日、人々の三分の一が死刑を支持しているが、質問紙票調査結果の言明力については吟味を要する（vgl. Kury u. Obergfell-Fuchs 2008a）。これに対して、日本では、死刑支持者の割合が過去一貫して増加しており、一九八〇年の六二・三％から二〇〇四年の八一・四％へと、二五年間で一九・一％も増加した（Yoshida 2008）。したがって、国際的に見れば、ドイツの人々の懲罰性は比較的低いのであるが、刑法、したがってまた、制裁もはっきりと強化された。制裁の強化は、大衆媒体において広く報道され、激情を引き起こし、重大事件の犯罪者に対し「そろそろ」厳しく対処せよとの要求に繋がる個々の重い犯罪と関連することが多い。個々の領域、例えば、性犯罪では、多くの場合、被害者組織ないし女性団体が役割を果たすが、刑法を強化することで「問題」を減少させる試みにはつとに疑問が出されていたのである（vgl. etwa Schöch 1990）。

犯罪不安に関して言えば、ドイツでは、政治的転換から一九九〇年代中頃まで増加していたが、その後今日に至るまで減少傾向にある。その際注意を要すべきことは、通常の方法で測定される、犯罪の被害者になる不安といったものは、最近の実証調査研究によると、どうも著しく過大評価されているということである(vgl. Farall u. a. 1997; 2000; Kury u. a. 2004a; 2004b; 2004c; 2005; Kury u. Obergfell-Fuchs 2008b; Gray u. a. 2008)。

さらに、特に注意を要するのは、「懲罰性」とか「犯罪不安」というのはきわめて複雑な構成概念であり、その信頼できる測定はまだ初期段階にあるということである。正当にも、ブラウン（Brown 2006, S. 288）は、アメリカ合州国の事情について、「犯罪統制に関する人々の見解が複雑であり、相対的には穏健であるとの証明があるにもかかわらず、懲罰的政策の興隆を抽象的『アメリカの公衆』の責めに帰し、一般化することが続いている」と指摘している(vgl. a. Cullen u. a. 2000; 2002)。マシュウズ（Mathews 2005）も、懲罰性の概念に関する明確な構想が欠如していること、世論と人々が実際に何を望んでいるのかに関する基礎のしっかりした言明がほとんどないことを批判している(vgl. a. die Beiträge in Kury 2008)。アメリカ合州国においても、人々の制裁意識はほぼ同じであるが、個々の州によって制裁政策にはっきりとした違いのあることがわかる。バーカー（Barker 2006, S. 25）が強調しているのだが、一九六〇年代の終わり頃、アメリカ合州国は刑事政策において大きな挑戦、例えば、犯罪の増加とか人種問題に直面していた。州によって対応はまちまちで、さまざまな構想をもった対応があった。「州によっては、キャリフォーニア州もそうなのだが、排除に基づいた新しい社会秩序をもたらすために、大衆迎合主義に走り、とくに、（政治・経済の）反国家統制、拘禁への信頼強化に向かった。州によっては、ニュー・ヨーク州もそうなのだが、実利主義に執着し、政治活動家による統治をその限界まで引き伸ばし、そして、最小限の力と最大限の正統性をもって社会秩序を回復す

るべく拘禁の戦略的使用方策を採用した。対照的に、ワシントン州は参加型統治への傾向を強め、州の力を放棄し、活動的市民参加を社会秩序の維持と緊密に結びつけたのであり、その帰結は拘禁への信頼度の低下であった」。今日に至るまで、犯罪発生率は、これら三州によって著しく異なり、収容率もまたそうである。キャリフォーニア州は三州の中で収容率が最も高いが、犯罪発生率が最も低いというわけでは決してない。ニュー・ヨーク州は犯罪発生率が最も低いが、収容率は明らかにより低い。ワシントン州は収容率が最も低く、同時に、犯罪発生率が最も高い。したがって、一様な関連のあることが認定できず、関係はことのほか複雑である。

ガーランド（Garland 2001, S. 148）は、今日の犯罪と社会秩序と関連した「統制の文化」に関する理論的考察において、「専門職中間階層」、「自由主義思想をもつエリート、最良の教育歴のある中間階層及び公営企業の専門職」の社会統制に対する意識が強まり、このことが懲罰性の増大に繋がったという仮説から出立した（vgl. zur Diskussion a. Kaiser 2006; Sack 2006; Ferdinand 2006）。ブラウン（Brown 2006）はアメリカ合州国「一般社会調査」のデータを基にこの仮説の検証を試みた。その結果、ブラウンはガーランドの仮説を確認できなかった。それによると、上記の階層の人々の制裁意識がその他の層の人々と比較して年々著しく強まった、ないし、その発展が異なった推移を示したとは決していえないということである。アメリカ合州国の人々の制裁意識は、ここ数十年間相対的には同じ水準にあり、「専門職中間階層」もこの点で重要な違いがあるわけではない（Smith 1990; Warr 1995; Flanagan 1997, S. 12; Scheingold 1999; Cullen u. a. 2000, S. 5; 2002）。ブラウン（Brown 2006, S. 303）は、さらに、アメリカ合州国民の制裁意識はここのところ一定の状態にあるのみならず、ほどほどに懲罰的であるにすぎない（“only moderately punitive”）と言うが、後者の言明は、西ヨーロッパ、例えば、ドイツとの比較では確認できない。ブラウン（Brown 2006,

S. 306)は、この関連で、アメリカ合州国民は、その懲罰的態度と並んで、犯罪者の治療、その社会復帰も常に支持していると主張する（vgl. Cullen u. a. 2002)。このことも懲罰性という概念の複雑性を示唆するのである。ドイツの被質問者も厳しい制裁と並んで同時に行為者の社会復帰、援助に賛成する。おそらく、被質問者はそのつど異なった行為者群を思い浮かべているのであり、このことは特に釈放の可能性のない終身拘禁に賛成する場合にはそうであるに違いない。というのも、この場合、社会化措置というのはもはや意味を成さないからである。したがって、「懲罰的意見と自由主義的意見」は同時に存在しうる（Doble 2002)。ブラウン（Brown 2006）はそれほど厳しくない制裁に賛成する傾向があるというが、それは(いまだ)説得力がまったくない。死刑に代わって釈放の機会のない終身拘禁(Live Without Parole-LWOP)に賛成するということが、それほど厳しくない制裁意識を示すものだ、とはまったく言うに及ばない。

チェザロニとドウーブは、カナダの事情について、「財政――教育エリート」は、一九八八年と一九九三年の調査によると、他の人々よりも懲罰的ではないと証明できたが、このことはアメリカ合州国では証明できなかった。反対に、アメリカ合州国では、この層の人々は、科せられる刑の重さに関する意識に関して、一九九八年もそれから一〇年後もより懲罰的で一貫して保守的傾向にあった（Brint 1994, S. 99)。アメリカ合州国では、「エリート」はいつも中間層よりも懲罰的だったのであり、年ごとに懲罰的になったのではない。したがって、アメリカ合州国の様々な層の懲罰性は、年の経過とは関係なく、相対的に一貫していたのである。

人々の制裁意識に関する質問紙票調査の結果も過大評価してはならない。懲罰性の定義も操作化も、上述したよう

に、依然として漠然としており、これまた実証研究が様々な結果をもたらす原因となっている。例えば、懲罰性というのが、他の人格特徴と関連して、個々人の意識に関係している、したがって、特殊の意識次元なのか、つまり、一般的世界観をあらわしているのか（vgl. Robbers 2006）、又は、裁判所、立法者、刑事政策の制裁行動、つまり、「国の行動、態度」一般に対する物差しなのか否か、それが依然として不明確である（Brown 2006, S. 309; vgl. hierzu a. Kury u. a. 2004; Sprott 1999; Frost 2004）。かくして、マシュウズ（Mathews 2005, S. 178）は正当にもこう強調している、「『懲罰性』という用語が学界で広く用いられているが、それを定義したり、脱構築する試みがほとんどない。その結果、懲罰性は『実質のない』、理論化の未発達な概念にとどまっている。しかし、その大部分が未分化の性質、それにまつわる一般的曖昧さといったものがそれを採用する妨げとなるものではない」。マルーナらが見出したことは、懲罰性は、特に、社会的変化を背景とした一般的不安感および不安定感の影響を受ける意識型ないし世界観であり、犯罪問題への合理的答えとはなっていない。用語すらもが定まっておらず、外国の文献を見ても、「punitiveness」とか「punitivity」とか「punitive views」とかいった用語が用いられ、その反対概念としては「leniency」とか「tolerance」が用いられている（vgl. die Beiträge in Kury 2008）。

個々の国、例えば、日本を別とすれば、過去三五年間、人々の意識が注目に値するほどより懲罰的になったとはいえないとすれば、このことはアメリカ合州国や他の西側工業国の質問紙票調査の結果によって裏打ちされるのであり、しかも、ドイツのように、この期間、懲罰性が減少した国もあるとすれば、どの程度、「刑罰大衆迎合主義（penal populism）」という概念がまだ維持できるのかが問題となる。厳しい制裁政策の実践、特に、アメリカ合州国のそれ、近時はドイツのそれは人々の懲罰性に起因すると言えるのだろうか。マシューズ（Mathews 2005）は、人々の間に懲

罰性が高まっている（といわれる）ことに関する議論が増しているが、それはますます誇張してなされていると述べている。マシューズによれば、懲罰的社会統制をめぐる議論は新しい現象ではないが、しかし、次第に「厳しく当たる方針（get tough policies）」に狭められ、そのため、犯罪問題の代替解決策があまりにも遠くに後退させられたと論ずる（vgl. a. Braithwaite 2003）。それと並んで、「人々が厳しい犯罪統制への傾向を促進する上で決定的役割を果たしたとの主張は、……その論拠がかなり弱い」と（Brown 2006, S. 308）。

ブラウン（Brown 2006, S. 308）は、人々の懲罰性と最近顕著になってきた刑事司法機関の制裁の厳しさの間の関連があまり重要ではない理由として、次の諸点を指摘している。

――人々の政治的な関与が全体としては低いこと（vgl. Putnam u. Goss 2002）、
――犯罪や犯罪統制の問題について一般の人々が得られる情報水準は低いのが一般的であること（vgl. Cullen u. a. 2000）、
――一般の人々は一般に厳しい制裁ではなく、むしろ、創造的解決策を強く望むが、選挙とその結果に縛られる政治家には、犯罪者に対しそして刑事政策において厳しい態度を示す傾向が増していること（vgl. Roberts u. a. 2003; Tonry 2004）、
――ここの所ずっと政府、政治の側で責任を引き受ける姿勢が一般的に後退していること（vgl. Jacobs u. Shapiro 2002）、
――立法機関が、少なくとも高度の次元で、大衆媒体や利益団体ともつコミュニケーションの関係、ここで得られた

情報は世論と同値され、同時に人々との直接の接触が軽視されるし、政治家は党内政治の力学の影響の下に内的下位グループで意見を形成すること（vgl. Herbst 1998; 2002）、

――これと関連して、一般の人々が犯罪統制に関して実際に何を考えているのかに関して、政治指導者が誤った認識をもっていること（Cullen u. a. 2002; Doble 2002; vgl. Neuerdings Elffers u. de Keijer 2008; de Keijer u. a. 2008）。

ブラウン（Brown 2006）は、特に、アメリカ合州国の状況と関連付けている。但し、多くの点で似たような展開を見せる萌芽はその間にドイツでも見られる。ライネマン（Leinemann 2005）は、そのドイツの政治舞台の分析において、いかにも彼らしく「政治家の現実離れした世界」という言い方をしているし、プラントル（Prantl 2008）は「政治は不安感をどう扱うのか」という問題を議論している。ブラウン（Brown 2006, S. 308）は、その実証的調査結果及び批判的分析を背景に、「たとえ一般の人々が政治から切り離されたり政治家から無視されるのが一般的である場合でも、懲罰的社会統制措置の興隆を」、それでもなお一般の人々の責めに帰しうるのかという問題を最後に提起している。ここで問題となっているのは、制裁政策や刑事罰についての世論は多くの影響要因のひとつにすぎない複雑な関連である。一般の人々及びその意識は、政治の側からは、再選されたい限りで「承られる」。ここに生ずる力学は大きな選挙戦で、アメリカ合州国でもドイツでも、ますます明らかになっている。政治家は、選挙で勝利する（再選する）見込みを高めることを計算して、刑事政策の発言をする（参照、上記のアメリカ合州国の選挙戦の例）。

一般の人々は、犯罪と制裁実務について、まったく表面的且つ歪められた情報しか与えられないのであり、近くで

起こった事件を別とすれば、おおよそのところ大衆媒体を通してしか情報を与えられない。重い且つセンセーショナルな個別事件が大衆媒体によって、特に、それ自身のために街頭売り大衆新聞やそれほど批判力のないテレヴィジョン放送局によって、注目を集めるような形で報道されることにより、多くの場合相応の制裁が示唆されるのだが、こういった事件に関して一般の人々の間に厳しい制裁願望が呼び起こされるのである。こういった個別事件は一般化されることが多く、個々の行為者の区別はもはやなされず、「性犯罪者」という見出し語だけでもう相応のきわめて重い犯罪を思い起こさせるのである。この状況で、例えば、質問紙票調査において厳しい制裁願望が表明され、「測定」される。

これに対応して、大衆媒体が厳しい制裁を要求するないし個々の重い犯罪に関して一般の人々が驚愕していることを背景に、政治の側からの反応はほぼもっぱら、法律ないし制裁を強化するという約束であり、この約束はこういった場合ほぼいつも支持されるのである。刑事政策はこの意味で凡庸な政策である。人々がなにを問題と考えているのかを知ることで、常に約束されるのは「同じものをもっと多く」であり、提供された「解決策」の効果を検証する義務はなく、又その要求もなされない。というのも、厳しい制裁には効果があるというのは自明の理であり、評価の必要性はまったくないと考えられているからである。新しい法律の制定はほぼ「費用中立的」でもある。法律家は法律の効果の経験的検証を学んでこなかった。これとは異なり、他の領域における政治的案件はまったく複雑である。例えば、ドイツでも他の国でも、長年、保健政策や労働市場政策の改善について争われているが、一致した、一般の人々からも受け入れられる解決策の見込みがない。これに比して、刑事政策ははるかに簡単である。人々の願望は明白であり、相対的に容易に承れ、選挙戦のための道具として利用できるのであり、時に、象徴的行為によるものであって

もそうである（vgl. Hoffmann-Riem 2000）。直接の当事者、つまり、制裁を受ける者は苦情を申し立てる力をほとんどもたない。何かを警告する学者は、ほとんど聞いてもらえず、さらに、自制的であるのが普通であるし、政策の短所を内輪で議論し、大衆に声をかけることもない。専門家やその見解は政治家によって次第に必要とされなくなり、代わりに、いかに疑問があっても世論調査が利用されるのである。

拘禁刑の増大、特に、拘禁の長期化、とりわけ重い犯罪を犯した者に対するそれによって、犯罪の減少効果はほとんど期待できないのだということは、アメリカ合州国、又、ヨーロッパ諸国、例えば、フィンランド、ポルトガル、ドイツ、そして日本の経験から分かることである。このような制裁政策はきわめて高くつく。その間に、アメリカ合州国の諸州も財政問題の深刻化を背景に代替策を考えている。専門家の間でほぼ意見の一致が見られるのだが、過剰な拘禁に出費するよりも（一次）予防措置に出費する方が、内国の安全という観点で、現在実践されている刑事政策よりも大きな効果を有する。アメリカ合州国連邦最高裁判所判事アンソニー・M・ケネデイは、二〇〇三年八月一四日に開かれたアメリカ法曹協会年次大会で講演をし、「国の資源が誤った使われ方をしている。刑罰は厳しすぎる。刑罰が長すぎる」と述べた（Austin u. Fabelo 2004, S. 2）。オーステインとフェイビロォウ（Austin u. Fabelo 2004, S. 3）は正当にも、「十分に的を絞った中間的制裁、治療の選択、短期拘禁期間及び特別の監督のほうが、公共の安全という観点で、拘禁を拡張し続けるのと比べて、同じかもっとよい効果をもたらしうるし、しかも、より安価にこれをなすことができる」と論じている。

被収容者数を減少させることが課題とならざるをえず、アメリカ合州国の州によってはこれを行っているところも

あるが、西ヨーロッパ諸国とはほとんど比較できないほどの「高水準」から開始されている。「こういう率先的取り組みは、先ず、危険かつ暴力的受刑者を拘禁することで、公共の安全を確保するためであり、次いで、非暴力的犯罪者を刑務所に収容せず、代替的社会復帰・制裁プログラムにまわすことや収容期間を短縮することで刑務所人口と費用を減らすためである」（Austin u. Fabelo 2004, S. 3）。犯罪者は、慎重に選ばれた上で、且つ、拘禁された後できるだけ早く、社会復帰にとって重要な特別の社会化措置を利用できなければならないのである。費用は査定され、資金はよりよく投資されなければならない。危険な行為者は当然ながら拘禁され、その危険性が容認できる程度に減少するまで、確保されなければならない。ミュラー＝ディーツ（Müller-Dietz 2006, S. 402）は、制裁と行刑の拡大に関連して正当にも「この逃げ道が安全状況に鑑み優先に値するのか否か、そしてその程度はいかんといった現今の刑事政策論議は、一般の人々の間での犯罪に対する不安の広がりを考慮すると、妨げになるとは言わないまでも、不十分である」ことを強調する。この方向へのより効果的な刑事政策は犯罪被害者、特に、重い犯罪の被害者の面倒を見なければならないのであり、特に、一般の人々に客観的情報を提供し、改革計画のために一般の人々の支持を取り付けなければならない。単に行為者を厳しく処罰するよりも、むしろ被害者をもっと救援しなければならない。犯罪学もその要請にこたえなければならない。というのも、犯罪学はこの分野を担当する学問だからである。

社会における法的平和を維持ないし恢復しようとするとき、行為者を単に処罰し、被害者を証人として「利用」する状況というのはほとんど役立たない。この点で、行為者――被害者――和解といった方法が利用されなければならないし、法的平和の恢復過程にできるだけすべての行為関係者を含めるようにしなければならない。他ならぬ行為者――被害者――和解に見られる結果は大いに期待を抱かせるものである（vgl. etwa Hoyle u. Young 2002、少年刑法

の領域については、Döling u. a. 2002)。こういった結果が生ずるということは、関係者だけが、自分たちの間に争いを生じさせた事柄について知っている点で、大いに考えられることである。処罰は、行為関係者の自然に与えられる非公式の資源を利用して紛争をできるだけ解決することの妨げとなるのであり、刑法は紛争解決の仲立ちをするよりもむしろそれを大きくするのである。犯罪者を社会から取り除いて何年も拘禁することは、犯罪者にとり普通は刑務所ボケによる脱社会化を意味すること、犯罪者は社会から疎外されること、特に、治療がないときはそうなるのが普通であること、こういったことはあまり知られていない。目指すべきは、犯罪者を犯罪行為にでない市民として社会へ（再）統合することでなければならない。犯罪者を拘禁という手段を通して社会から遠ざける道のりを、最後には犯罪者とともに戻って行かねばならない。かかる措置は極端に費用がかかり、危険な犯罪者を別とすれば、社会にもっと多くの安全をもたらすものではない。特に、長期拘禁は、永続的に危険な犯罪者というそれほど多くない事例を別とすれば、ほとんど意味がなく、とりわけ、長期拘禁が社会化措置のために利用されず、被拘禁者が時間を「座ってすごす」にすぎないときはそうである。重い犯罪の場合でも、一般の人々は、比較的短期間で制裁への関心を失うことが多いもので、特に、行為者と被害者の情報をもっと多く得たときにはそうである。刑事政策は、合理的で、犯罪学の成果に裏付けられたものでなければならず、政治的関心によって動かされ、実践されるべきではない。このことは、特に、こういった合理的政策が明らかに出費も少なくてすむということを背景としてもいえることである(vgl. Aos 2003; Sherman u.a 1998)。

第六章　結び

長期拘禁にはほとんど効果がない。長期拘禁の警告は一般予防効果に関しても疑わしいといわざるをえない。比較

的少数の危険な犯罪者を別とすれば、犯罪を犯した人を単に何年も社会から切り離して閉じ込めることは、犯罪予防の上でほとんど効果がなく、ほとんど意味がない。但し、この期間を社会復帰のために利用するなら別であるが、しかし、普通はそうなっていないのが現状である。単に社会から切り離して閉じ込めること、せいぜいよくても単調な仕事をさせることには、もっとよい使い方もあろう金がかかるし、おまけに、被拘禁者を再社会化するよりも脱社会化し、害する。いわゆる長期刑囚は、収容後の数年は座って過ごすのが普通であり、その後、そもそもあればの話だが、社会化措置が提供される。しかし、例えば、デリング（Döling 2004）が証明できたように、立直りの動機というものは、傾向として、最初の一、二年は高まり、持続し、その後、単に処罰されたにすぎないという経験を背景に、四、五年目から減退し、次第に、欲求不満とあきらめが生ずる。おまけに、行刑における処遇も先ず常に行刑であり、それ故、社会化効果ははじめから非常に限られた範囲でしか生じえない（vgl. Ortmann 2002）。

周知のごとく仮釈放は次第に制限されているので、被拘禁者は拘禁刑のかなりの部分を服役する。被拘禁者にできるだけ早く社会化プログラムを提供し、協働し、犯罪行為にでない社会復帰の努力をすれば、早期釈放の見込みが高まることを約束する方が意味がある。このことの方が、先ず数年は服役し、それから社会復帰のための援助措置が考えられうるのだという示唆を与えるよりも、動機付けの点で勝る。したがって、早期釈放の可能性は、被収容者に立ち直りと社会化プログラムの協働への動機付けを生じさせるという目的を明確にし、運用されるべきであり、しかも最初からそうあるべきである。こういったことを背景に協働する者には、犯罪予後が良好な場合、もっともこれはむしろ予期できることだが、早期釈放の可能性が与えられるべきである。この意味で、平均的拘禁期間は延長ではなく短縮されるべきであり、このことはまた行刑施設の負担軽減に繋がりうるのである。早期釈放、そして開放執行も、

この意味で制限されるべきでなく、拡大されるべきである。開放行刑を通例執行形態と宣言することにより、行刑法第一〇条は閉鎖執行に対して開放執行を――今なお――優先している（vgl. a. Höflich u. Schriever 1998）。この指図は執行段階で持続的実践を見なかったばかりでない。事は逆であり、しかも、その間に、執行段階ばかりでなく、立法の段階でも押し戻された。制裁、たとえば、自由刑は、受刑者への再社会化の働きかけという点で、重要な役割を果たしうるといえるのだが、しかし、それは処遇の提供を伴う場合である（参照、特別予防の上で効果のある処遇措置について、Heinz 2007）。もっぱら社会から切り離し閉じ込めること、特に、それを何年も続けることに、社会化効果はほとんど期待できない。

《参考文献》

Austin, J., Fabelo, T. (2004). The diminishing returns of increased incarceration programs. In: Kury, H., Obergfell-Fuchs, J. (Eds.), Crime prevention. New approaches. Mainz: Weißer Ring, 413–442.

Barker, V. (2006). The politics of punishing. Building a state governance theory of American imprisonment variation. Punishment and Society 8, 5–32.

Beckett, K. (1994). Setting the public agenda: "Street crime" and drug use in American politics. Social Problems 41, 425–447.

Beckett, K. (1997). Making crime pay: Law and order in contemporary American politics. New York: Oxford University Press.

Bekett, K., Sasson, T. (2004). The politics of injustice. Crime and punishment in America. Thousand Oaks et al.: Sage.

Braithwaite, J. (2003). What's wrong with the sociology of punishment? Theoretical Criminology 7, 5–28.

Brint, S. (1994). In an age of experts: The changing role of professionals in politics and public life. Princeton, NJ: Princeton University Press.

Brown, E. K. (2006). The dog that did not bark. Punitive social views and the 'professional middle classes'. Punishment and Society 8, 287–312.

Caplow, T., Simon, J. (1999). Understanding prison policy and population trends. In: Tonry, M., Petersilia, J. (Eds.), Prisons. Crime and Justice: A review of research. Vol. 26. Chicago, Il: Chicago University Press, 63-120.

Chermak, S. (1995). Victims in the news: Crime and the American news media. Boulder, CO: Westview Press.

Chiricos, T. (1998). The media, moral panics, and the politics of crime control. In: Cole, G., Gertz, M. (Eds.), The criminal Justice system: Politics and policies. Belmont, CA: Wadsworth, 58-76.

Cullen, F., Fisher, B., Applegate, B. (2000). Public opinion about punishment and corrections. In: Tonry, M. (Ed.), Crime and Justice: A review of research. Vol. 27. Chicago, IL: Chicago University Press, 1-80.

Cullen, F., Pealer, J., Fisher, B., Applegate, B., Santana, S. (2002). Public support for correctional rehabilitation in America: Change or consistency. In: Roberts, J., Hough, M. (Eds.), Changing attitudes to punishment: public opinion, crime and justice. Cullompton: Willan, 148-186.

Currie, E. (1998). Crime and punishment in America. New York: Henry Hillt & Company.

Dijk, J. van, Manchim, R., Kesteren, J. van, Nevala, S., Hideg, G. (2007). The Burden of Crime in the EU. Research Report: A Comparative Analysis of the European Crime and Safety Survey (EU ICS 2005). Brussels: Gallup Europe.

Doble, J. (2002). Attitudes to punishment in the US-punitive and liberal opinions. In: Roberts, J., Hough, M. (Eds.), Changing attitudes to punishment: Public opinion, crime and justice. Cullompton: Willan, 148-162.

Dölling, D., Hartmann, A., Traulsen, M. (2002). Legabewährung nach Täter-Opfer-Ausgleich im Jugendstrafrecht. Monatsschrift für Kriminologie und Strafrechtsreform 2002, 185-193.

Dölling, D. (2004). Zur Entwicklung der Normakzeptanz von weiblichen und männlichen Strafgefangenen. In: Urbanova, M. (Hrsg.), Lenská Delikvence Jako Sociální, Jev, Brno [Brünn], 88-97.

Elffers, H., de Keijser, J. W. (2008). Different perspectives, different gaps. Does the general public demand a more responsive judge? In: Kury, H. (Ed.), Fear of Crime-Punitivity. New Developments in Theory and Research. Bochum: Universitätsverlag Brockmeyer, 447-470.

Farrall, S., Bannister, J., Ditton, J., Gilchrist, E. (1997). Questionino the measurement of the 'fear of crime'. Findings from a major methodological study. British Journal of Criminology 37, 658-679.

Farrall, S., Bannister, J., Ditton, J., Gilchrist, E. (2000). Social psychology and the fear of crime: Re-examining a speculative model. British Journal of Criminology 40, 399-413.

Ferdinand, T. N. (2006). Why is American Criminal justice so Flawed? In: Obergfell-Fuchs, J., Brandenstein, M. (Hrsg.), Nationale und internationale Entwicklungen in der Kriminologie. Festschrift für Helmut Kury zum 65. Geburtstag. Frankfurt: Verlag für Polizeiwissenschaft, 471-484.

Flanagan, T. (1997). Public opinion on crime and justice: History, development, and trends. In: Flanagan, T., Longmire, D. (Eds.), Americans view crime and justice: A national public opinion survey. Thousand Oaks, CA: Sage Publications, 1-14.

Frost, N. (2004). The problem of punitiveness. Dissertation, Criminal Justice, City University of New York.

Garland, D. (2001). The culture of control: Crime and social order in contemporary society. Chicago, Il: University of Chicago Press.

Gray, E., Jackson, J., Farral, S. (2008). Researching everyday emotions: Towards a multidisciplinary investigation of the fear of crime. In: Kury, H. (Ed.), Fear of Crime-Punitivity. New Developments in Theory and Research. Bochum: Universitätsverlag Brockmeyer, 3-24.

Heinz, W. (2007). Rückfall- und Wirkungsforschung - Ergebnisse aus Deutschland. Vortrag, gehalten am 5. April 2007, Kansai Universität, Osaka. http://www.uni-konstanz.de/rtf/kis/Heinz_Rueckfall-und Wirkungsforschung_he308.pdf

Herbst, S. (1998). Reading public opinion: How political actors view the democratic process. Chicago, Il: University of Chicago Press.

Höflich, P., Schriever, W. (1998). Grundriss Vollzugsrecht. Das Recht des Strafvollzugs und der Untersuchungshaft für Ausbildung, Studium und Praxis. Berlin: Springer. 2. Aufl.

Hoffmann-Riem, W. (2000). Kriminalpolitik ist Gesellschaftspolitik. Frankfurt/Main: suhrkamp.

Hoyle, C., Young, R. (2002). New visions of crime victims. Oxford u. Portland/Oregon: Hart Publishing.

Jacobs, D., Helms, R. (2001). Toward a political sociology of punishment: Politics and changes in the incarceration population. Social Science Research 30, 171-194.

Jacobs, L. R., Shapiro, R. Y. (2002). Politics and policymaking in the real world: Crafted talk and the loss of democratic responsiveness. In: Manza, J., Cook, F. L., Page, B. L. (Eds.), Navigating public opinion: Polls, policy and the future of American democracy. Oxford: Oxford University Press, 54-75.

Kaiser, G. (2006). Wo steht die Kriminologie, und wohin geht sie? In: Obergfell-Fuchs, J., Brandenstein, M. (Hrsg.), Nationale und internationale Entwicklungen in der Kriminologie. Festschrift für Helmut Kury zum 65. Geburtstag. Frankfurt: Verlag für Polizeiwissenschaft, 19-34.

Keijser, J. W. de, Elffers, H., Bund, H. G. van de (2008). Responsive but misunderstood. Dutch judges on their relation to society. In: Kury, H. (Ed.), Fear of Crime-Punitivity. New Developments in Theory and Research. Bochum: Universitätsverlag Brockmeyer, 471-488.

Kesteren, J. van, Mayhew, P., Nieuwbeerta, P. (2000). Criminal Victimisation in Seventeen Industrialised Countries. Key findings from the 2000 International Crime Victims Survey. The Hague: NSCR.

Kossowska, A., Rzeplinska, I., Wozniakowska, D., Klaus, W. (2008). Criminal policy Based on Fear of Crime-Case of Poland. In: Kury, H. (Ed.), Fear of Crime-Punitivity. New Developments in Theory and Research. Bochum: Universitätsverlag Brockmeyer, 371-392.

Krajewski, K. (2006). Punitivität der polnischen Gesellschaft. In: Obergfell-Fuchs, J., Brandenstein, M. (Hrsg.), Nationale und internationale Entwicklungen in der Kriminologie. Festschrift für Helmut Kury zum 65. Geburtstag. Frankfurt: Verlag für Polizeiwissenschaft, 485-506.

Kury, H. (Hrsg.) (2008). Fear of Crime-Punitivity. New Developments in Theory and Research. Bochum: Universitätsverlag Brockmeyer.

Kury, H., Obergfell-Fuchs, J. (2008a). Measuring the Fear of Crime. How Valid are the Results. In: Kury, h. (Ed.), Fear of Crime-Punitivity. New Developments in Theory and Research. Bochum. Universitätsverlag Brockmeyer, 53-84.

Kury, H., Obergfell-Fuchs, J. (2008b). Methodological Problems in Measuring Attitudes to Punishment (Punitivity). In: Kury, H. (Ed.), Fear of Crime-Punitivity. New Developments in Theory and Research. Bochum: Universitätsverlag Brockmeyer, 227-302.

Kury, H., Kania, H., Obergfell-Fuchs, J. (2004). Worüber sprechen wir, wenn wir über Punitivität sprechen? Versuch einer konzeptionellen und empirischen Begriffsbestimmung. Kriminologisches Jounal 36, 8. Beiheft, 51-88.

Kury, H., Woessner, G., Lichtblau, A., Neumaier, A. (2004a). Fear of crime as background of penal policies? In: Mesko, G., Pagon, M., Dobovsek, B. (Eds.), Dilemmas of contemporary criminal justice. Policing in Central and Eastern Europe. Facilty of

Criminal Justice. Maribor: Koda Press, 126-133.

Kury, H., Lichtblau, A., Neumaier, A. (2004b). Was messen wir, wenn wir Kriminalitätsfurcht messen? Kriminalistik 58, 457-465.

Kury, H., Lichtblau, A., Neumaier, A., Obergfell-Fuchs, J. (2004c). Zur Validität der Erfassung von Kriminalitätsfurcht. Soziale Probleme 15, 141-165.

Kury, H., Lichtblau, A., Neumaier, A., Obergfell-Fuchs, J. (2005). Kriminalitätsfurcht. Zu den Problemen ihrer Erfassung. Schweizerische Zeitschrift für Kriminologie (SZK) 4, 3-19.

Lakaschus, C. (1990). Bevölkerungsbefragung zum Thema „Staatshaftung bei misslungenen Vollzugslockerungen". In: Weißer Ring (Hrsg.), Risiko-Verteilung zwischen Bürger und Staat. Schäden durch missglückte Vollzugslockerungen - wer trägt die Folgen? Mainz: Weißer Ring, 135-155.

Leinemann, J. (2005). Höhenrausch. Die wirklichkeitsleere Welt der Politiker. München: Wolhelm Heyne Verlag.

Liska, A. E., Chamlin, M. B., Reed, M. (1985). Testing the economic production and conflict models of crime control. Social Forces 64, 119-138.

Lyons, W., Scheingold, S. (2000). The politics of crime and punishment. In: LaFree, G. (Ed.), The nature of crime: Continuity and change. Criminal Justice 2000 series, Vol. 1. Washington, DC: National Institute of Justice. 103-149.

Mathews, R. (2005). The myth of punitiveness. Theoretical Criminology 9, 175-201.

Müller-Dietz, H. (2006). Der Strafvollzug als Seismograph gesellschaftlicher Entwicklungen. In: Obergfell-Fuchs, J., Brandenstein, M. (Hrsg.), Nationale und internationale Entwicklungen in der Kriminologie. Festschrift für Helmut Kury zum 65. Geburtstag. Frankfurt/M.: Verlag für Polizeiwissenschft, 397-414.

Ortmann, R. (2002): Sozialtherapie im Strafvollzug - Eine experimentelle Längsschnittstudie zu den Wirkungen von Strafvollzugsmaßnahmen auf legal- und Sozialbewährung. Freiburg i. Br.: Edition iuscrim, Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Strafrecht.

Parenti, C. (1999). Lockdown America: Policy and prisons in an age of crisis. London: Verso.

Prantl, H. (2008). Der Terrorist als Gesetzgeber. Wie man mit Angst Politik macht. München: Droemer.

Putnam, R. D., Goss, K. A. (2002). Introduction. In: Putnam, R. D. (Ed.), Democracies in flux: The evolution of social capital in

contemporary society. Oxford: Oxford University Press, 3-20.

Reiman, J. H. (1984). The rich get richer and the poor get prison: Ideology, class and criminal justice. New York: Macmillan Publishing.

Roberts, J. V., Stalans, L., Intermaur, D., Hough, M. (2003). Penal populism and public opinion: Lessons from five countries. Oxford: Oxford University Press.

Sack, F. (2006). Deutsche Kriminologie: auf eigenen (Sonder)Pfaden? - Zur deutschen Diskussion der kriminalpolitischen Wende. In: Obergfell-Fuchs, J., Brandenstein, M. (Hrsg.), Nationale und internationale Entwicklungen in der Kriminologie. Festschrift für Helmut Kury zum 65. Geburtstag. Frankfurt: Verlag für Polizeiwissenschaft, 35-72.

Sasson, T. (1995). Crime talk: How citizens construct a social problem. New York: Aldine de Gruyter.

Scheingold, S. A. (1999). The politics of street crime: Criminal process and cultural obsession. Philadelphia, P. A.: Temple University Press.

Schöch, H. (1990). Staatshaftung für Schäden durch Gefangene bei Vollzugslockerungen? In: Weißer Ring (Hrsg.), Risiko-Verteilung zwischen Bürger und Staat. „Schäden durch missglückte Vollzugslockerungen - wer trägt die Folgen? Mainz: Weißer Ring, 30-42.

Schroeder, F.-C. (2006). Die neuere Entwicklung des Strafrechts in Deutschland. In: Kury, H., Karimov, E. (Hrsg.), Kriminalität und Kriminalprävention in Ländern des Umbruchs. Bochum: Universitätsverlag Brockmeyer, 225-232.

Serrano-Maillo, A. (2006). Punitivität und Gesetzgebung - Die Situation in Spanien. In: Kury, H. (Hrsg.), Kriminalität und Kriminalprävention in Ländern des Umbruchs. Bochum: Universitätsverlag Brockmeyer, 245-252.

Smith, K. B. (2004). The politics of punishment. Evaluating political explanations of incarceration rates. Journal of Politics 66, 925-938.

Smith, T. (1990). Liberal and conservative trends in the United States since World War II. Public Opinion Quarterly 54, 479-507.

Sprott, J. (1999). Views of the punishment of youth: The dimensions of punitiveness. Dissertation, Centre of Criminology, University of Toronto.

Tonry, M. (1999). Why are U. S. incarceration rates so high? Crime and Delinquency 45, 419-437.

Tonry, M. (2004). Thinking about crime: Sense and sensibility in American penal culture. Oxford: Oxford University Press.
Tyler, T., Boeckmann, R. (1997). Three strikes and you are out, but why? The psychology of public support for punishing rule breakes. Law and Society Review 31, 237–265.
Vaughan, B. (2002). The punitive consequences of consumer culture. Punishment and Society 4, 195–211.
War, M. (1995). The polls - poll trends: Public opinion on crime and punishment. Public Opinion Quartely 59, 296–310.
Yoshida, T. (2004). Strafrecht, Sanktionen und Einstellungen zu Sanktionen in Japan. In: Kury, H. (Ed.), Strafrecht und Kriminalität. Entwicklungen in Mittel- und Osteuropa. Bochum: Universitätsverlag Brockmeyer, 189–208.
Yoshida, T. (2008). Problems Associated with Harsher Sanctioning. Trends in Returning to more severe Punishment in Japan. In: Kury, H. (Ed.), Fear of Crime-Punitivity. New Developments in Theory and Research. Bochum: Universitätsverlag Brockmeyer, 393–424.

なお、本論文は、短くまとめられた形ではあるが、ドイツ『全刑法雑誌』最新号に掲載されている。Kriminalpräventive Wirksamkeit härterer Sanktionen - Zur neuen Punitivität im Ausland (USA, Finnland und Japan), in: Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft, Band 121, Nr.1 (April 2009).